

## 新潟県高等学校体育連盟出張旅費支給内規

### I 全国高体連役員会議への出張旅費支給内規

(昭和37年4月代議員会 決 定)  
(昭和58年4月代議員会 一部改正)  
(平成 2年4月代議員会 一部改正)  
(平成 7年4月代議員会 一部改正)  
(平成13年4月代議員会 一部改正)  
(平成19年4月代議員会 一部改正)  
(平成22年4月代議員会 一部改正)

- 1 全国高体連及び同専門部の招請により各種会議に出席する役員の旅費は、次の基準により支給する。
  - (1) 旅費は、JR運賃往復実費と50km以上は特急料金(自由席)を支給する。
  - (2) 宿泊を要する場合は、1泊につき10,900円を支給する。(10,900円を超える場合は、宿泊要項による金額を支給する。)
  - (3) 1日につき、旅費雑費として1,100円を支給する。
- 2 次の場合は支給しない。
  - (1) 招請者側から旅費等が支給されるとき。
  - (2) 全国高校総体・国民体育大会等の監督・役員等が出張し会議に出席するとき。
- 3 全国高校総体・国民体育大会等の際に開催される会議には、支障のない限り、監督・役員等が出張する本連盟専門部委員に代理出席してもらうこと。
- 4 この内規は、北信越高体連の諸会議にも適用する。

### II 新潟県高体連役員会議への出張旅費支給内規

(昭和58年4月代議員会 一部改正)  
(平成 2年4月代議員会 一部改正)  
(平成13年4月代議員会 一部改正)  
(平成19年4月代議員会 一部改正)  
(平成22年4月代議員会 一部改正)

- 1 新潟県高体連の招請により各種会議に出席する役員の旅費は、次の基準により支給する。
  - (1) 旅費は、JR運賃・船賃特2等・バス料金(10km以上)往復実費とJR50km以上は特急料金(自由席)を支給する。
  - (2) 宿泊を要する場合は、1泊につき8,500円を支給する。
  - (3) 1日及び100km以上の場合は、旅費雑費として550円を支給する。
- 2 会議開催市町村内の者については、旅費雑費550円のみを支給する。

### Ⅲ 県高体連主催各種競技大会及び専門部委員会への出張旅費支給内規

(昭和40年4月代議員会 決 定)  
(昭和58年4月代議員会 一部改定)  
(平成 3年4月代議員会 一部改定)  
(平成13年4月代議員会 一部改正)  
(平成14年4月代議員会 一部改正)  
(平成19年4月代議員会 一部改正)  
(平成22年4月代議員会 一部改正)

- 1 新潟県高体連が主催する各種競技大会で委嘱する競技役員及び専門部委員会に出席する委員の旅費は、次の基準により支給する。

ただし、各種競技大会については原則として加盟校以外及び不出場校の者に委嘱した場合、委員会については当該種目運動部未設置校の者が出席する場合とする。

- (1) 旅費は、JR運賃往復実費と50km以上は特急料金(自由席)を支給する。
  - (2) 宿泊を要する場合は、1泊につき8,500円を支給する。
  - (3) 各種競技大会の競技役員には1日につき旅費雑費550円、日当2,000円を支給する。  
専門部委員会の出席者には1日及び100km以上の場合は旅費雑費550円を支給する。
- 2 各種競技大会及び専門部委員会開催市町村内の者については、旅費雑費550円のみを支給する。
- 3 旅費は、専門部長の申請により県高体連事務局が大会主管校長に送金し、大会主管校長が支給する。

### Ⅳ 「県高体連主催各種競技大会及び専門部委員会への出張旅費支給内規」の運用に関する申し合わせ事項

(昭和40年4月代議員会 申し合わせ)  
(平成22年4月代議員会 申し合わせ)

#### 1 競技役員委嘱の場合

- (1) 競技役員は、大会参加校の教職員とすることを原則とする。
- (2) やむを得ず(1)の原則を越える場合は、あらかじめ会長の承認を得ること。
- (3) (2)の場合は、会場地に近距離の学校又は競技団体関係者から順次委嘱することを原則とする。
- (4) 宿泊を要する場合は、選手の宿泊料金で宿泊できるよう宿舎を斡旋する。
- (5) 引率業務のない教職員が競技役員の場合は、平日については日当は支給しない。ただし、勤務を要しない日の場合は、1日につき日当2,000円を支給する。

#### 2 委員会の場合

- (1) 委員は、各高校当該部の顧問又は部長の教職員から選出することを原則とする。
- (2) 新潟市内の委員長による事務局への事務業務(北信越大会及び全国大会参加申込手続業務)については、10km以上の場合旅費雑費550円を支給する。